

〈論 説〉

会計における江戸時代の「遺産」

西 川 登

目 次

- I はじめに
- II 江戸時代の簿記会計技術
- III 江戸時代の内部報告会計の発達と外部報告会計の不在
- IV 明治期における洋式簿記の導入と在来帳合
- V おわりに

I はじめに

最近、再び日本の経営論が盛んになってきているように見える。日本の経営は、二昔前の経営学ブームでは「勘と経験に頼る非科学的経営」と非難の対象となり、一昔前の日本的経営論ブームでは激賞され、その後には「日本的経営はもう古い」との意見も聞かれ、実態の変化以上に（あるいは実態と殆ど関係なく？）毀誉褒貶が激しかったように思われる。最近の一部の（再）賛美論は、長期大形景気による近年の日本企業の連続的な増収増益傾向（結果オーライか？今年1990年に入って翳りがみえはじめたが）、さらに（あるいはそれ以上に？）欧米人の肯定的評価（外圧？）によるところが、大きいように思われる。「ギブ・ミー・チョコレート」の時代、あるいはさらに遡って、「臥薪嘗胆」「鬼畜米英」の貧しい時代から、欧米を「見下す」ほどの「経済大国」になって、感慨深い人、あるいは有頂天になっている人も、少なくはないかも知れない。

けれども、「日本的経営」とは、世界中に自慢できるほどそんなに素晴らしいものなのか、また、日本企業自身が今後も「日本的経営」を維持していけるものなのか、若干、疑問に思わざるを得ない。「日本の社会は人間本位の人本主義だなどと

実態を知らぬ寝言を言っている学者もいるが、「良い会社」どころか、「あたりまえの会社」への道も遠い」（「オン&オフ」『朝日新聞』1990年10月7日）という意見も見られる。日経ビジネス編の『良い会社』（日本経済新聞社、1989年）にみられる「良い会社」の条件とは、「大切な休みを社用でつぶさない」とか、「上司への全人格的従属をせずに済む」とか、本来「あたりまえ」のものだというのである。会社は儲かっても、5割を切る労働分配率の下で（1988年度全産業平均48.6%）、社員的生活は、過労死の恐怖と戦いながら、「9 to 5」ならぬ「セブン・イレブン」（ふつうは通勤時間も含めるようだが、某S銀行では正味の労働時間をいうらしい）で働いても「兎小屋」さえもてず、家庭は崩壊寸前（家庭内離婚）の危機的情況ということも、珍しくはない。視野を転じれば、日本企業は、オゾン層破壊とか地球温暖化といったような地球環境保全問題にも、後向きである。そんな中で、「第二新卒市場」という言葉が生まれるほど新卒社員の定着率が低くなり、30代40代の働き盛りに「組織と一定の距離を置く当世サラリーマン気質」が増えるなど、企業への忠誠心が低下しているようである⁽¹⁾。

それはさておき、戦後の日本経済の高成長に（あるいは明治以後の経済の急速な近代化に）、「日本的経営」の果たした役割が大きかったことは、否定できないであろう。ただ、日本的経営論で「高く評価」されるのは、人事・労務面であることが多い。そして、「日本的雇用制度」は、1920年代に発生したとか、第2次世界大戦直後に確立したとか、定着したのは高度経済成長期であるとか、あるいは「日本的」といっても、それは大企業だけの話であるし、欧米の企業と比べて程度の差に

過ぎないとか、諸説がみられる。ここではそれらに立ち入ることはしないが、雇用面以外にも経営の日本的特質が捉えられる面もあろうし、また、日本の経営のルーツが江戸時代の商家経営の中に窺える点もあるであろう。

明治維新を起点とする日本経済の近代化の基本的条件の1つが、幕末開港前までに達成されていた江戸時代の経済発展であったということは、いまや常識といってよいであろう。この面に関する社会経済史や数量経済史、経営史の研究はかなり豊富である。しかるに、江戸時代に関する会計史の研究成果は乏しい。しかも、資産や収益・費用がどのように認識され、資本や利益がいかに測定されたか、また、それらが経営上いかなる意味をもったかという会計研究は多くなく、研究関心は形式的な簿記計算構造に向けられることが多かった。それとて、「我が国古来の帳合法（簿記法）の研究は、西洋簿記史の研究に比べはなはだ未開拓の分野が多い」（河原 [1977] 1 ページ。（）内も原文のまま。以下同じ）という状況が続いている。

この日本の近世会計史研究の低調の原因を、「この分野は現代の会計学に連なる要素がきわめて少ない。多分皆無かも知れない」（小倉 [1981] 59 ページ）というところに求めることもできるかも知れない。会計学界ではこれまで歴史研究そのものが日陰の存在であったといえるかも知れないが、明治以降を対象とした会計史研究では洋式複式簿記の導入を日本の会計の出発点と捉えるのが通例であった。「社会事象における連続と非連続は、……日本が後発資本主義国であるだけにあらゆるものについて問題とならざるを得ない」（藤田 [1989] 58 ページ）にもかかわらず、会計面における近世と近代の連続と断絶という視点など、殆ど存在しなかったといえよう。しかし、今日の日本企業の会計行動には、株主軽視の低配当性向、会計情報開示に対する消極的態度、未熟な公認会計士監査、会計テキストと会計実務との乖離など、その問題のルーツが江戸時代の会計慣行にまで遡りうるかと思われる点も見られる。また、入・出金および振替伝票を用いる伝票式簿記がわが国に定着した歴史的背景として、江戸時代の現

金式仕訳の実務が無視しえないように思われる。

本稿では、江戸時代から明治時代に（さらには昭和戦前期まで）行なわれた和式簿記（帳合）による会計実務を概観し、その中で、現代の会計慣行にも関連すると思われる諸点について、考察を試みたい。

II 江戸時代の簿記会計技術

江戸時代の日本には複式簿記が存在しなかったという論者もいる。しかし、記帳技術の形式面における体系化という点では西洋式複式簿記に若干劣るものの、2重分類計算による簿記が行なわれていた。そこでは、 $資産 - (負債 + 期首資本) = 利益$ と $収益 - 費用 = 利益$ との2つの等式で示されるような利益の2重計算、もしくは $資産 - 負債 = 資本$ と $期首資本 + 収益 - 費用 = 資本$ との2つの等式で示されるような資本の2重計算による決算報告が行なわれた。このような利益もしくは資本の2重計算、すなわち複式決算を行なう簿記法は、17世紀後半に上方の大商家で行なわれ始め、19世紀には地方の中商家にも普及した。

江戸時代に行なわれた和式複式決算簿記が「複式簿記」ではないとする論者は、和式複式決算簿記が、今日の簿記入門書で教えられるような複式簿記の形式的諸特徴をもっていない点を、その論拠にしている。しかし、洋式複式簿記の特徴といわれる、取引の複記、借方・貸方を均衡させる左右対照式勘定、貸借複記式の仕訳記入は、複式簿記の本質的な計算原理とはいいがたい。この3点は、むしろ、伝統的洋式複式簿記（イタリア式簿記）における記録・計算の形式の基本的枠組と捉えることができよう。複式簿記の計算原理の本質は、企業などの組織体（会計実体）によって認識される総ての取引が2面的に把握され、会計実体に関する貨幣的情報が2面的取引記録から体系的に集計されることにある、と私は考える（ここでは、簿記の記録計算体系を、(i)本質的な計算原理、(ii)基本的な形式的枠組、そして(iii)便宜的な応用技法——縦書きか横書きか、算用数字か漢数字か、計算用具に何を使うかなどといったこと——の3層

構造で考えている)。ただし、以下の叙述では誤解を避けるために、イタリア式簿記のみならず行列簿記や和式複式決算簿記などを含む広い概念として、2重分類簿記という言葉を用いる。そして、2重分類簿記のうち、複式決算を行なう簿記を複式決算簿記と呼ぶことにする。

わが国の現存最古の会計史料として、伊勢・松坂(松阪)の富山家で純資産の増減を1615年から25年間にわたって記録した、「足利帳」があげられる(河原[1977] 8ページ)。「足利帳」は、「算用帳」という名の貸借対照表(1638年のものが現存。同22ページ)の計算結果を累年記録したものとも考えられる⁽²⁾。管見の範囲内で、複式決算が確認できた最古の例は、大坂の鴻池両替店の1670年の「算用帳」である(作道[1966]参照)。ほとんど同じ頃、伊勢商人の川喜多家や(林[1976]参照)、近江商人の西川家(西川社史[1966]附録49-51, 72ページ参照)でも複式決算が行なわれていた。

いずれにしても、寛文～元禄期(1661～1704)には、伊勢、近江、京都、大坂などに本拠を置き、京都・江戸・大坂の三都で活躍する商家の間に複式決算がある程度普及していたものと考えられる。この時代は、遠隔地商業や為替金融が発達し、三都と諸藩城下町の間全国的商品流通が形成された。当時、農工生産力等において畿内が優位に立ち(特に京都の手工業技術と大坂の集荷力は圧倒的)、巨大消費都市・江戸を支えた。このような経済的背景の下に、近世初期の特権的冒険商人に代わって台頭してきた新興商人が、和式複式決算簿記濫觴の担い手となったといえよう。18世紀中に複式決算の出現が現存資料から確認できる商家は、いずれも近畿出身の全国型商人であり、一方、18世紀中の地方商人の現存帳簿では複式決算が見出だされていない(西川[1991] 25ページ)。

近世中期に成立した既述の全国的商品流通は、あくまでも「幕府や藩の領主的支配を維持する機能が中心であった」(中村[1987] 5ページ)。このような経済構造は、18世紀中期以後次第に解体し、「18世紀末から19世紀初期、おそくとも天保期(1830～44年)に初期資本主義の段階〔ニプロト工業化段階、マニュファクチュア段階〕に入っ

たと考え」られる(同12ページ。〔 〕内は引用者＝西川が挿入。以下同じ)。19世紀中葉には、「一八世紀初頭までの、畿内のみを隔絶した頂点とした幕藩制的市場とも、産業革命をへた二〇世紀初頭の阪神・京浜両地方を二焦点とする統一的国内市場ともことなる、地域格差のすくない国民的国内市場がまさに形成されつつ」(石井[1989] 56ページ)あった。このような経済的背景の中で19世紀になると、地方の中商家にも複式決算が現れるようになる。

たんに、記帳技術の形式的側面にとどまらず、江戸中期以降には、資本と利益の算定のため、資産・負債・収益・費用の認識・測定に、かなり高級な会計思考が見出だせる。収益・費用の見越・繰延計算は、当然のことながら、早くから行なわれていた(作道[1966] 33ページ、西川[1982. 7] 41ページ、同[1989. 3] 204ページ)。営業店の利益の合理的な算定のために、今日の本社費の事業部への賦課のような、経費の振替が行なわれた(小倉[1962] 第6章、西川[1982. 5]参照)。適正な期間損益計算のためか保守主義のためかはともかく、江戸時代の商家は、種々のリザーブを設定している(今日とは異なり、「引当金」と「積立金」とを区別していない)。たとえば、家屋の火災損失とか船舶の海難損失に備える自家保険リザーブとか、貸倒リザーブなどが、西川、川喜多、三井、長谷川の各家に見られる。

家屋の減価償却の不存在のゆえに、江戸時代の固定資産会計は「遅れ」ていたという見解があるが、江戸時代には家屋敷を非減価性資産とみていたと考えた方がよいように思われる(江戸時代の建物が近年まで利用された例は珍しくはない)。三井では繰延処理した巨額火災損失家屋再建費用の定額償却が見られる。それはともかく、江戸時代には、家屋に限らず、有形固定資産の減価償却がほとんど行なわれていないのは事実であろう。それは、会計思考の未発達というよりも、産業革命を経していない当時、更新必要な設備資産がほとんどなかったという「工業化の遅れ」といえよう。そういった面では、原価計算も近世日本では主要な会計問題とはならなかったようである。ただし、

近世末期の近江商人の醸造業（酒造，醬油）にはかなり進んだ原価計算が見られるし（小倉 [1868] [1969]），灘の酒造業者でも原価計算が行なわれていた（柚木 [1965] 第四章第二節）ようにもみえる。

ところで，近世中期以降の大商家の簿記について，「多帳簿制複式決算がそれらの共通性である」（小倉 [1967] 72ページ）とされているが，「多帳簿制」の意味内容をさらに吟味する必要がある⁽³⁾。小倉教授のいわれる「多帳簿制」は，原教授が指摘されたように（[1977] 124, 131-132ページ），15世紀頃にベネチアで単一仕訳帳・元帳制のイタリア式簿記が成立する前に，13世紀末のトスカーナで用いられた「複冊帳簿制」（泉谷 [1964] 44ページ）に似ているといえよう。しかし，洋式複式簿記の歴史が複冊帳簿制→単一仕訳帳・元帳制→分割帳簿組織制へと進んだからといって，「多帳簿制」が「遅れた」段階に停どまっていたと単純に結論づけることもできまい。和式簿記の原始記入帳簿は，現金出納帳がそのまま仕訳帳に転化したようであるのに対し，イギリスで用いられた現金式仕訳帳（cash book）は，総勘定元帳から現金勘定を分離して（特殊）仕訳帳に転用したもののようと思われる。しかし，できあがった姿で見れば，「多帳簿制」は，仕訳形式のみならず諸分割元帳の利用の点でも，一部の英国簿記書で説明されるような帳簿組織に似ているといえないこともない。また，「今日の複雑かつ有機的な帳簿組織のもとにおいては主要簿と補助簿を区分する具体的な根拠は認めがたい」（沼田 [1988] 261ページ）。とはいうものの，江戸時代の簿記技法が，当時の西洋のものよりも，形式的な論理的一貫性という面で劣っていたということは，否めないであろう。しかし，記帳技術の形式面での体系化の若干の遅れは，必ずしも実務上の不都合を意味するものではない。エピステムとテクネを階層的に区別する西洋の科学的思考法と異なり，日本の伝統的科学技術アプローチは論理化・体系化よりも経験的・体得的な現場情報を重視し，応用技法に長けたものといえる。記帳技術にもこのことは該当しよう。そろ盤というメモ

リー機能付きの便利な計算器を用いた日本の帳簿の計算の正確性は，むしろ当時の欧米よりも上であったと思われる。

III 江戸時代の内部報告会計の発達と外部報告会計の不在

現代の会計学では研究領域を財務会計と管理会計との2つに大別するのが一般的である。一般株主や債権者などの企業外部の利害関係者（規制当局さらには消費者を加えることもある）への報告を目的とするものが，財務会計であり，企業内部で経営者が管理活動のために用いるのが，管理会計であるといわれる。そのような分け方をすると，江戸時代には管理会計すなわち内部報告会計のみ非常に発達し，財務会計すなわち外部報告会計はほとんど存在しなかったといえよう。チャンドラーによれば，「最初の近代企業を管理するために，アメリカの大鉄道の管理者たちは，一八五〇年代と一八六〇年代を通じて，近代会計のほとんどすべての基本的技術を開発した」（Chandler [1977] p.109, 邦訳190-191ページ）といわれる。この言葉には多少の誇張も含まれると思われるが，その伝でいけば，江戸時代の大商家は1670年代から1730年代にかけて，近代的管理会計（殊に業績責任会計）の基本的技術を開発したということが，可能かも知れない。京都・大坂・江戸の三都を中心に全国的に事業活動を営んだ大商家は，商品別事業部制と地域別事業部制とを組み合わせたような階層的な管理組織を築き上げ，それを支える内部会計報告制度を整備したのである。

江戸時代に大規模に事業展開した商人には，出身地の近江や伊勢に，あるいは，「江戸店持ち京商人」の言葉に示されるように，京都に本拠を構えるものが多かった。それら商家は，遠隔地に展開した各地の店舗を管理し，また，家産を統轄するために，元方と呼ばれる中央機関を形成した（その経営はいわゆる「番頭経営」として奉公人重役に委ねられる場合が多い）。そして，元方が各地の店に投融資する（さらに有力店が自己の傘下店・支店をもつ）という，階層的な組織構造をもつことが多かった。たとえば，三井の場合，三井同苗9

家（のちに11家）の当主が^{おおもとかた}大元方（たんに元方ともいわれた）と呼ばれる組織の持分所有者となり、大方元が京都本店（^{ほんだな}呉服店）および京都両替店に投融資し、京都本店・京都両替店がそれぞれ、三都に所在する自己の傘下店・支店に投融資するという組織構造が形成された。三井に限らず、店舗不動産などが各店の資産とはならず、元方から各店が賃借する点は注意を要する。すなわち、元方は、現代の持株会社のように、営業店に事業資金を投融資し、事業用不動産をリースする内部金融機関としても機能したのである。しかし、元方の管理する家産は、店への投融資や店舗建物・酒造蔵などの設備資産のみならず、当主の家屋敷あるいは他貸し不動産、利貸し債権、株（酒造株のような営業許可権利）、書画骨董、非常用に穴蔵に退蔵した金銀などが含まれ、本家（同族団）元方は、奉公人手代も含む同族団全体の生活面までも監理する。つまり、元方は単なる営業組織のみではなかったのである。

それはともかく、元方が、投融資に対するリターンと店舗賃借料という傘下店からの収入（加えて他貸し債権からの受取利息や他貸し不動産の受取家賃）を収益源とし、当主（同苗）の持分に対するリターンやその他の経費を費用として計上することが、大商家間ではかなり一般化していたと思われる。当主の出資に対するリターンが、利益処分ではなく、費用として扱われたのは、「家」は、先祖より子孫末代まで継承すべき「預りもの」で、当主たりとも処分できないという、「家」優位の観念から、今日いうところの企業体概念（entity concept）が貫徹されていたと、みることもできよう。あるいは、家産の維持を目的とする元方は、営業店とは異なって業績評価は重要問題ではなく、利益額よりも期末資本額が重視されたと、解釈した方がよいかも知れない。一方、営業店についていえば、三井の場合、京都本店・京都両替店は、大元方からの定額出資部分（これを「建貸し」といった。「建」は決まりというような意味）に対して、利益の多寡に関係なく（たとえ欠損を出しても）、定額の「功納」を納めることになっていた。資金需要に応じた大元方からの融資

に対しては利足＝利息（利率は借入金額に対して逆進的）を支払う。店の収益から、支払利息や（大元方から賃借した店舗不動産の）支払家賃を含む諸経費に加えて「功納」も費用として差し引き、さらに貸倒等に対するリザーブ繰入額を引いた残余の利益が、3年間未処分店内に留保される。3年毎に未処分留保利益の1割が従業員への賞与とされ（退職時まで店内に積み立て）、9割が大元方の資産と利益とに（今日の持分法のように）振り替えられる。その振替額は、（持分法とは異なり）店にとっては負債となり、10年賦で大元方に上納されるが、未上納分について利足（息）がつく。中井家や下村（大丸）家でも、細部はともかく、大同小異のことが行なわれていた（小倉 [1962] 第7章、大丸社史 [1967] 99ページ）。住友家や長谷川家でも同様であったと推測できる（松本 [1962]、今井 [1979]、末岡 [1984] 参照）。

このような階層的管理組織を有する商家では、各営業店が決算報告書を元方に（場合によっては上位店を経由して）提出し、元方では事業体全体の決算を行ない、奉公人重役が当主（同苗）にその報告書を提出した。決算報告書には内部監査が行なわれた。また、日々の取引記帳に内部牽制が工夫された。

このように、前節や本節でこれまでみてきたように、江戸時代に既に高級な会計思考が発展し、幕末までには複式決算簿記の技法が地方商家にもある程度普及していたといえよう。しかし、それは、あくまでも店の経営管理と家産の維持・管理の手段として機能するものであった。債権者などの利害関係者に財政状態を開示して利害調整を行なうとか、経営成績を示して資本調達の手段とするような、会計の外部報告機能は、江戸時代にはほとんど発達しなかったといってよからう⁽⁴⁾。もちろん、複式簿記は本来的に報告機能と管理機能とを併せもって生成したものであり、会計は生まれながらにして管理会計であるとも考えることも可能ではある。また、「財務会計」と「管理会計」という「二つの会計の対立・分離は、われわれの今日の社会にのみ妥当することであり、会計の本来的機能とは別のことである」（西村 [1984] 55

ページ) という点を、忘れてはならない。管理のための会計とは区別される「管理会計」は、企業の大規模化に伴う階層的な経営管理組織を発展させた20世紀のアメリカ資本主義のもとで生まれてきたともいわれる⁽⁵⁾。また、米国における「財務会計」の発達史上、19世紀末から20世紀初頭の企業合同運動によって生じた「トラストの弊害」の除去のために、「直接的統制の回避形態としての公開方式」(津守 [1982] 6 ページ)をとったことが、重要性をもち、今日の米国ディスクロージャー制度の直接的な出発点は、大恐慌後の1933年証券法・1934年証券取引所法と考えられる。江戸時代に階層的な管理組織を開発した商家が、管理会計=内部報告会計を発展させ、証券資本市場が存在しなかったために、財務会計=外部報告会計が未発達であったというのは、ある意味では、当然の帰結といえるかも知れない⁽⁶⁾。

しかし、今日「財務会計」と呼ばれる外部報告会計は、世紀転換期のアメリカで突然変異的に発生したものではなく、欧米における簿記会計の長い発展史の延長線上で出現したものであるといえよう。中世イタリアで複式簿記が生成する過程では、「外部顧客や組合員、使用人等に対する証拠資料としてその機能を発揮するために」(泉谷 [1980] 52ページ)、客観性・統一性が重視され、それが元帳形式の発展をもたらしたとされる。これに対し、近世の日本の商家の元帳(大福帳)は門外不出とされ、裁判証拠には使われなかった。また、「中世におけるイタリアの都市国家やドイツの自治都市では、財務諸表の作成を要請する財産税が課せられていた」(Chatfield [1977] p.68, 邦訳86ページ)。17世紀半ばにイギリス東インド会社は、株式会社形態になると(1657年のクロムウェルの改組により株式の有価証券化、1662年に全社員の有限責任制)、定期的な会計監査と会計報告を行なうようになった(大塚 [1969] 495~504ページ)。また、フランスでは1673年の商事王令で、債権者保護のために商業帳簿の常備と財産目録の作成が義務付けられ、支払不能時にはそれらを提示・提出することが規定された(山添 [1990] 79ページ)。これらが今日の財務諸表公開制度の系

譜につながっていったものと思われる。これに対し、近世日本の会計は、あくまでも内部管理の手段のための責任報告会計があったに過ぎない。資産や収益・利益に対する課税がなく、株式資本市場が存在しなかったために、課税当局や株主向けの外部報告会計が出現する余地はなかった。のみならず、商人は、営業の秘密を守るために、外部に情報が流れるのを極度に嫌った(商家の家訓に会計の秘密保持を明記していることが少なくない)。また、町人からの借金のふみたおしを財政再建の有力手段としていた藩や、藩を統括する幕府には債権者保護思想はなかった。金融商人が貸し倒れの危険に備えるには、確かな担保を取り、リザーブや剰余金の蓄積に頼り、さらに可能ならば政治権力を利用せざるを得なかった。三井では幕府の公金為替を取り扱っていた関係上、商人に対する延為替(擬制為替)貸付が滞った場合に、幕府からの公金為替預り金を商人に又貸した形式を採ることによって、訴訟上の特権を享受した(賀川 [1980])。三井の決算記録をみると、公金為替預り残高よりも、延為替貸付残高の方が遥かに多い。決算記録に示されたこのような事実は、外部に知られては困る秘密事項の1つであったのではなかろうか。

IV 明治期における洋式簿記の導入と在来帳合

西洋式複式簿記も江戸時代の帳合も、既述のように、計算の本質的原理は同じであるから、明治以降に、在来の帳合から西洋式簿記に転換することは、技術的には困難なことではなかった筈である。しかし、在来企業の西洋式簿記への転換には時間がかかり、20世紀にはいっても、かなり大きな企業で伝統的帳合が使われていた例は珍しくない。また、中小企業には洋式簿記と帳合の折衷的ともいえる方法もかなり普及した。一方、第一国立銀行などの先駆的株式会社の簿記・会計実務は、英国実務の影響下に、記帳技術の面でも会計処理思考の面でも、明治初期から「先進性」を示していた。明治期に普及した米国初級簿記書の翻訳(翻案)テキストの実務への影響が弱かった一方

在来企業の洋式簿記の導入

企業名	転換年	備考
茶加藤	1874年	縦書き、『帳合之法』に学ぶ。六代目当主が経営に当たる
服部紙店	1878年	(ペン, 横書き) 1876年八代目当主死去。1879年から店制改革
清水建設	1882年	(縦書き) 前年二代目当主死去, 横浜店と東京店とを分離
伊藤忠	1893年	(ペン, 横書き) 糸店開店・人事制度の確立と同時
三越	1896年	前年に合名会社に改組
伊藤萬	1897年	前年経営危機, 翌々年店則制定
そごう	1908年	店組織の整備と同時
長谷川商店	1915年	株式会社に改組と同時
森六	1915年	同年六代目死去, 翌年株式会社に改組
大丸	1915年	前年経営危機から大改革
吉野藤	1919年	株式会社への改組と同時

出所：各会社の社史より筆者＝西川が作成

で⁽⁷⁾、英国の先進的実務が受け容れられた理由として、受容可能な土壌が既に江戸時代に形成されていたという背景が（江戸時代に簿記会計を論じた書物は、見出だされていない）、無視できないように思われる。

洋式簿記と在来帳合の関係について、高寺教授は次のように述べられている。「すでに18世紀（江戸中期）に洋式簿記のレベルにまで発達した和式簿記法は、それが拠って立つ加減法併用という算法を加法専用に変換し（それにともない、会計実体を主格とする用語法を取引先を主格とする用語法に変え）、さらに、右縦書き式という書方を左横書き式に変形さえすれば、容易に洋式簿記法へ切換えることが可能であった」（高寺 [1978] 10ページ）。しかし、実際の切り換えはスムーズに進行したわけでもないし、この切り換えも、完全な洋式化にならずに和洋折衷的になった場合も多い。

上掲の表に示したごとく、在来企業における洋式簿記への導入の進行は緩慢であった。その導入は、計算合理性の純粋な追求からというよりも、なんらかの組織改革に付随して行なわれた場合が多いように思われる。なお、1937年頃の織物業界の現状は、「関東・中部両地方に於ける織物問屋廿

三店の帳簿の実地調査を行った結果、所謂伝票式収支簿記を採用するものが其半数の十二店、貸借複式簿記に依るもの五店、在来の帳合法に則るもの六店であった」（大谷 [1937] 101ページ）。

また、記録計算形式の「基本的な枠組」としては、貸借複記式仕訳・貸借均衡の対照勘定という洋式簿記の手法を採用しても、「便宜的な応用技法」の面では、毛筆、縦書きで、定位漢数字（拾（十）、百、千、万など）を使うといった在来技法を用いるという、和洋折衷も多くみられた⁽⁸⁾。逆に、先の引用文中の収支簿記法は、左横書きという洋式簿記の「応用技法」を残したまま、現金式仕訳という和式簿記の「基本的枠組」も取り入れた、和洋折衷と考えられる（高寺 [1988] 111～113ページ参照）。収支簿記の起源を、西川孝治郎氏は福沢諭吉の『帳合の法』に求められているが（同書巻之一の「訳者註」にある「頓智」が端緒になったというのである。西川（孝）[1954]）、福沢の「頓智」は訳語選択上の一案に過ぎない。しかも、実際には「入方」「出方」ではなく、直訳の「借方」「貸方」が使われた。ただし、銀行簿記で用いられた現金式仕訳法は、「イギリスの銀行の一部で採用されていたものが、イギリス人銀行家シャンド [Alexander Allan Shand] を介し

てわが国に導入されたとみるのが穏当であろう」(久野 [1982] 243ページ)。しかし、銀行簿記の現金式仕訳法の導入・定着が容易であった理由として、在来の帳合法における現金式仕訳の存在が無視できないように思われる。そして、それが収支簿記法に「退化」した、もしくは「改良」されたのは、和洋折衷とってよからう。

在来帳合の企業を主格とした「貸し方」「借り方」の用語から、洋式簿記の相手方を主格とする「借方」「貸方」用語への転換も、それほどスムーズに進行したわけではない。今日の貸借対照表という用語は、1890年(明治23)制定の原始商法中の「貸方借方ノ対照表」に由来するといわれるが、そこでの「貸方」は「当方の貸し」すなわち積極財産＝資産を、「借方」は「当方の借り」すなわち消極財産＝負債を表した(安藤 [1985] 38ページ。なお、実際の先駆的株式会社の決算公告の用語法については久野 [1987] を参照されたい)。この用語法の洋式・和式の決着は、1910年代に入っても完全に着いてはいなかったようである(大原 [1913] 参照)。

ところで、明治維新後に創業した企業では、第一国立銀行(1873)を始めとする国立銀行や⁽⁹⁾、丸善(1873)、先取会社(1874)⁽¹⁰⁾などのように、創業当初から洋式簿記を採用しているものもあるが、途中で在来帳合法から転換したものもある。たとえば、三菱が複式簿記に移行したのは、1875年以後のことであるが、「複式簿記採用後においても、帳簿〔和紙長帳〕および記帳方法〔毛筆、縦書き、定位漢数字〕は容易に改善されなかった」(西川(孝) [1971] 352ページ)。1891年に洋式簿記を導入した塩野義(1878年創業)でも事情は同様であった(同社社史、56-57ページ)。

記帳技術を離れて、外部へ公(広)告された決算報告書における会計処理の面をみると、明治初期の先駆的株式会社の「先進性」として、久野教授は、繰延資産の計上とその償(消)却、固定資産の減価償(消)却、引当金の開設、そして収益・費用の見越・繰延計算を挙げられている([1989] 32ページ以下)。これらの事柄は、前述したように、減価償却を除けば、江戸期の商家にもみられ

たことである。明治期の先駆企業で計上された繰延資産は、「創業入費」(今日の創立費と開業費)と「試験費」(試験研究費)であって、具体的内容が江戸期にみられたものとは異なる。しかし、利益を計上するためという、繰延処理の根本的な理由は同様と思われる。先駆的株式会社では配当源資の捻出が必要であったために、江戸期の三井家では奉公人重役の賞与が利益額に依存していたために、繰延経理が行なわれたのであろう。江戸期中井家では、固定資産原価を取得時の費用とするのが通例であったのに、「営業成績が不良で、通例どおりその年度に費用化したら巨額の損失となるので」、「繰延処理したものであると考え」られる固定資産の計上例がある(小倉 [1974] 332ページ)。なお、今日、費用処理によるものは「引当金」、利益処分によるものは「積立金」と、両者を明確に区別するのに、先駆的株式会社ではその区別が曖昧であることを、久野教授は指摘されているが(42, 46ページ)、それも江戸期からの伝統によるものだろうか、それとも英国実務の影響だろうか⁽¹¹⁾。

内部の経営管理のための会計面では、明治後期の三菱において、合資会社とその傘下各事業体間の業績報告システムの高水準が指摘されている(田中 [1989])。一方、三菱長崎造船所の製造原価に関する会計処理は、1900年になってはじめて「商業簿記」の段階から「工業簿記」の段階に入ったといわれる(豊島 [1988] 528ページ)。これだけの事実から即断するのは危険ではあるが、業績管理会計の先進性と原価計算の後進性とは、江戸期の伝統と明治期の産業革命の進行情況からすれば、むべなるかなと思われる。

V おわりに

今日の日本企業の財務政策・会計政策にみられる株主軽視体質に対して、内外から多くの批判がなされている。少し古い記事であるが、「東京〔証券取引〕市場は60年前の米国市場とよく似ている。それは、今で言う、買いあおり売り崩し(stock rigging)、インサイダー取引、仮装売買

(painting the tape), 共同計算取引 (buying pools), 相場操縦が大手を振っていた時代である」という見解がみられる (Forbes, 1987. 5. 18. 須田 [1989] 23ページより孫引き)。一方, 「日米証券市場は会計情報に関する効率性という点で差異はない」から, 「その点では「東京市場は60年前の米国市場」ではない」し, また, 「わが国の会計情報は米国と等しく投資家にとって有用であることを支持する証拠が得られた」(須田, 41ページ) という指摘もある。しかし, 1988年から3期連続低下して1990年3月期に過去最低率を記録した上場企業の配当性向 (『日本経済新聞』1990年6月15日) に典型的に現れている, 消極的な株主への利益還元姿勢ないしは積極的な利益内部留保姿勢とか, 「日本の経営者の株主に対する関心の薄さ」(伊藤 [1989. 9. 2]) に象徴されるインベスター・リレーションズ (IR) の不在, というよりも, 系列取引情報開示強化に対する反発 (『日経』1990. 6. 13) や決算公表日の集中などに具体的に現れる, 情報開示への忌避的態度ないしは経理内容秘密主義とか, インサイダー取引の横行とかは, 私の目には江戸時代の商家の経営体質とそれほど差がないように思われる。

江戸期の商家の閉鎖的な資本所有構造は, 三井・住友ばかりでなく, 三菱・安田のような維新後に生成した財閥にも継承された。「わが国企業の中核的位置を占める財閥企業の閉鎖的金融体制は, その株式会社財務の内実的發展を大きく阻害したといえよう」(正木 [1985] 53ページ)。戦後, 財閥解体による「証券民主化」が行なわれたが, ほどなくして株式相互持合が進んだ。「個人の持ち株比率は, 四九年には六九・一%を占めていたが, ……八八年度には二二・四%まで落ち込んでいた」(『日経』1990. 7. 14) のである。

江戸時代の商家は, 社会制度が整備されていない中で, 事業経営の危険に備えるためには, 前述のように, 内部蓄積に頼らざるを得ず, 事業投資機会が豊富ではなかったから, 蓄積利益は, 他者への利貸しか, 不動産投資か, 穴蔵金銀の退蔵に向かわざるを得なかった。今日の日本の多くの経営者の感覚もこれと大同小異に思われる。某企業

の某常務は, 「各種引当金の積み増しなどで体質を強化しておくことが結果的には株主の利益を生む」というが (『日経』1990. 6. 7), それなら, 株価の下落時に一般株主にも評価損の補填をするのでなければ, 論理の一貫性を欠くであろう。

日本の株式市場が会計情報に効率的であって, 会計情報が投資家に役立っているとしても, 日本企業の会計行為が立派ということにはならない。「米国市場では年次利益情報よりも四半期利益情報の有用性が高く評価され, 日本市場では中間決算情報よりも年次決算情報の有用性が高く評価された」(須田, 41ページ) というのは, 日本の中間報告の信頼性が薄いからだとも解釈できよう。株主にとっては, よりタイムリーな情報が望ましいと思われるが, 日本に四半期財務情報開示制度を導入することに全面賛成する会社は1%に過ぎないという (『日経』1990. 6. 13)。さらに, 「日本市場で会計情報公表前に……会計情報の漏洩を推測させる」(須田, 同。傍点は引用者=西川) 証拠が得られたことの意味する問題は, より深刻である。

また, 会計報告は, たんに意思決定情報提供機能を有するだけでなく, 責任説明機能を備えている点を見落としてはなるまい。すなわち, 経営者が自分の行為の正当性を株主に説明し, その承認を得るという重要な機能が, 会計責任の中に含意されている。そして, 会計報告の公正を保証するために, 公認会計士制度が設けられた筈である。日本の公認会計士制度は, 戦後の連合国占領政策の中で導入されたものであるが, 制度を現実的に機能させる担い手がいかに保証されるのかということについて, 「当時の司令部にはそのようなきめの細かい配慮などは, まずほとんどなかった」(千葉 [1990] 21ページ)。一方, 「本来は市民社会の側から「証券取引委員会」の活動を支えなければならなかった証券取引業界においても, 江戸・明治以来の伝統的な体質がぬぐいされず, そこでの近代的な自主規制が以前として欠如していた」(同, 38ページ) のである。日本の過去の大きな粉飾決算事件は公認会計士ぐるみで行なわれた例もあり, 今でも不正取引を会計士が黙認することが

少なくないともいわれる。今まさに投資家保護を目的に監査を行なう公認会計士の社会的責任が問われているといえよう。

「日本的会計」のマイナス面ばかりを強調しすぎたかも知れないが、「何でもかんでもみんな」米国に見習えと主張する気では勿論ない。ただ、過去の「日本的」なものへの評価は、経営面に限らず、振子の振幅が大き過ぎたように思われる。日本のものであろうと、外国のものであろうと、「良いものは良い」、「悪いものは悪い」と判断し、古いものでも良いものは遺し、悪いものは積極的に改めるといふ、冷静な選択が今後ますます必要となろう。

(注)

- (1) 本文脱稿後に、1990年11月2日から『日本経済新聞』に「日本人と会社：第1部カイシャ人は幸せか」が連載され始めた。
- (2) 「算用帳」は実地棚卸に基づく財産目録的貸借対照表であったのかも知れない。帳簿記録にもとづく誘導法によるものでなければ、二重分類簿記とはいえない。逆に、複式決算が当時実際には行なわれていて、損益計算の記録が今では失われてしまったという可能性も考えられる。しかし、現存資料から断定することは困難である。
- (3) 三井家の大元方(西川[1981])や大坂両替店(同[1989])の帳簿組織は、単一仕訳帳・元帳制を基本としていた。多帳簿制の共通性を云々するには、今のところ、近世の簿記技術に関する研究蓄積が乏しい。
- (4) 「番頭経営」により実質的に無機能化した当主を、株式会社の株主と同様な企業外部者とみて、当主に対する報告を外部報告と解釈することも、場合によっては、可能かも知れない。しかし、当主は、支配権を有する点で、また、隠居して後継者に譲るといふ以外には、自己の持分を処分することができないという点で、株式会社の一般株主とは全く異なる。
- (5) 米国管理会計論の成立は、1924年のマッキンゼー(J.O. McKinsey)の著書(*Managerial Accounting*)の刊行ともいわれるが(廣本敏郎「米国生成期管理会計論の成立と展開」『会計』第123巻第4号[1983.4]49ページ)、「管理会計」概念は、「財務会計」概念の対概念として、1930年代以降の米国に定着していったのかも知れない。
- (6) 「資本の調達、技術の開発と伝達、そして資源(たとえば、土地)の占有と利用といった[労働以外の]他の経済活動の要素も、親族組織の内部でほとんど完結しているような経済と親族関係の未分化な状態は、程度の差こそあれ、都市的産業社会に先行する社会体制の基本的な社会構造の様相であった」(正岡寛司「同族と親類」「家」と親族組織」早稲田大学社会科学研究所[1975]9ページ)との指摘がある。親族組織が「社会共同体の社会経済的な一定の発達過程において、それに対応する展開を示した」(同19ページ)ところの同族組織が、江戸期の豪商で発達したのは、商家の先進性を示すというよりも、資本市場も含んだ経済社会全体の後進性を示しているといった方がよいのかも知れない。
- (7) 明治期の『帳合之法』(慶応義塾出版局刊)をはじめとする簿記テキストは、大部分が米国の初級簿記書の翻訳か翻案であり、そのレベルは極めて低く先駆的株式会社の簿記実務とは何の関わりももってはいない(久野[1989]32ページ)といわれる。ただし、丸善の洋式簿記の導入は福沢諭吉の指導によるものであるし(西川孝次郎「解題」『帳合之法』覆刻版、雄松堂[1979]12ページ)、三菱での導入は、慶応義塾教師であった荘田平五郎の入社によるもの(西川[孝][1971]347ページ)であるなど、洋式簿記導入に果たした福沢の役割は無視できない。
- (8) 福沢諭吉(訳)の『帳合之法』(初編(略式)2冊、1873年7月、二編(本式)2冊、1874年。Bryant and Stratton's Common School Book keeping: single and double entry, 1871の翻訳書)も、このような意味で和洋折衷である。なお、福沢は漢数字による位取記数法を自分の発明であるかのように言っているが(『福沢全集』第1巻[1897]緒言79ページ)、江戸時代の和算書にも漢数字の位取記数法が見られる。
- (9) 国立銀行では、シャンド原著・大蔵省編の『銀行簿記精法』(1873)に従っている(久野[1989]32ページ)。
- (10) 同社は1876に三井物産となる。同社の帳簿は(三井文庫所蔵)、cash bookとjournalとを使う複合(分割)仕訳帳制で、英文で記録されている。
- (11) 「引当金」と「積立金」との区別についての現行制度・実務の正当性に関する批判は多々あるが、私は通説会計理論の論理性にも若干の疑問をもつ。たとえば、相手勘定で区別するなら、現金や売上も相手勘定によって売上現金、売掛金回収現金、借入金現金とか現金売上、掛売上、前受金戻入売上などと区別すべきなのか、あるいは、未払配当(負債)も配当積立金(資本)ももともとは利益処分ではないのか。

【引用文献】

- 安藤英義『商法会計制度論』国元書房 1985年。
 石井寛治『開国と維新』(体系日本の歴史12)小学館 1989年。
 泉谷勝美『中世イタリア簿記史論』森山書店 1964年。
 泉谷勝美『複式簿記生成史論』森山書店 1980年。
 伊藤邦雄「M & A本格化」『日本経済新聞』(経済教室)1989年9月2日。
 今井典子「近世住友の決算簿について」『住友修史室報』第3号(1979年5月)。
 大谷寿太郎「江戸時代に於ける織物問屋の帳簿(一)」『会計』第41巻第5号(1937年11月)。
 大塚久雄『株式会社発生史論』(大塚久雄著作集 第1巻)岩波書店 1969年。
 大原信久「再び貸借対照表に就て」『東京経済雑誌』第1677号(1913年12月)。
 小倉榮一郎『江州中井家帖合の法』ミネルヴァ書房 1962年。
 小倉榮一郎「わが国固有簿記法の展望」『彦根論叢』第122・123合併号(1967年3月)。
 小倉榮一郎「近州商人の工業会計」滋賀大学経済学部附属資料館『研究紀要』第1号(1968年3月)。
 小倉榮一郎「江戸期の工業会計」滋賀大学附属資料館『研究紀要』第2号(1969年3月)。
 小倉榮一郎「わが国固有の会計法の発達と西洋式簿記法」『会計』第105巻第3号(1974年3月)。

- 小倉榮一郎「会計史研究の問題点」『企業会計』第33巻第2号（1981年2月）。
- 賀川隆行「三井両替店の御為替銀裁許と家屋敷」『三井文庫論叢』第14号（1980年）。
- 賀川隆行『近世三井経営史の研究』吉川弘文館 1985年。
- 河原一夫『江戸時代の帳合法』ぎょうせい 1977年。
- 作道洋太郎「鴻池両替店の帳合法」『社会経済史学』第32巻第2号（1966年6月）。
- 末岡照啓「近世後期住友出店の決算簿」『住友修史室報』第11号（1984年1月）。
- 須田一幸「日米証券市場における会計情報の有用性比較」『商学論集』第57巻第3号（1989年3月）。
- 『大丸二百五十年史』（株）大丸 1967年。
- 高寺貞男「和式簿記法と洋式簿記法との比較会計史」『経済論叢』第121巻第4・5号（1978年5月）。
- 高寺貞男『可能性の会计学』三嶺書房 1988年。
- 田中隆雄「三菱合資会社における業績報告」『東京経大会誌』第162号（1989年9月）。
- 千葉準一「戦後我国「証券取引委員会」構想と『企業会計原則』」『経済と経済学』第66号（1990年3月）。
- Chatfield, Michael, *A History of Accounting Thought*, revised ed., New York: Robert E. Kriger Publishing Company, 1977.
- 津田正晃・加藤順介（原著初版訳）『チャットフィールド会計思想史』文眞堂 1978年。
- Chandler, A. D., Jr., *The Visible Hand: The Managerial Revolution in American Business*, Harvard Univ. Press: Cambridge, Mass., 1977.
- 鳥羽欽一郎・小林袈裟治（訳）『経営者の時代』（上）東洋経済新報社 1979年。
- 津守常弘「SEC ディスクロージャー制度と会計規制(1)」『証券経済』第141号（1982年9月）。
- 豊島義一「明治32・33年の三菱造船所決算勘定書」『東北大学研究年報経済学』第49巻第4号（1988年1月）。
- 中村哲「江戸後期における農村工業の発達」『経済論叢』第140巻第3・4号（1987年10月）。
- 西川孝治郎「福沢諭吉と収支簿記法」『会計』第66巻第6号（1954年1月）。
- 西川孝治郎『日本簿記史談』同文館 1971年。
- 西川登「文化期における三井大元方の簿記法」『経営史学』第16巻第2号（1981年7月）。
- 西川登「江戸時代における三井大元方の会計」米川伸一・平田光弘（編）『企業活動の理論と歴史』千倉書房 1982年5月。
- 西川登「元禄期の三井京都御用所における複式決算の成立」『佐賀大学経済論集』第15巻第1号（1982年7月）。
- 西川登「寛政期の三井両替店一卷新元方とその勘定目録」『佐賀大学経済論集』第16巻第3号（1983年12月）。
- 西川登「三井両替店一卷の会計組織」『経営史学』第19巻第3号（1984年10月）。
- 西川登「文政期の三井越後屋呉服店の本支店会計報告制度」『産業経理』第46巻第3号（1986年10月）。
- 西川登「三井越後屋呉服店の初期・中期の決算報告書」『商経論叢』第23巻第2号（1988年1月）。
- 西川登「三井大坂両替店の帳簿組織」『商経論叢』第24巻第4号（1989年3月）。
- 西川登「和式複式決算簿記の起源について」『商経論叢』第25巻第2号（1989年9月）。
- 西川登「江戸時代の簿記会計」『会計史学会年報』第9号（1991年3月予定）。
- 『西川四百年史稿本』西川産業（株） 1966年。
- 西村明「会計の性質と研究課題」松本剛・西村明（編著）『会計学の方法』ミネルヴァ書房 1984年。
- 沼田嘉穂『簿記教科書』（三訂新版）同文館 1988年。
- 林玲子「木綿問屋川喜多家史料（I）」『流通経済大学論集』第11巻第1号（1976年7月）。
- 原征士「わが国固有の簿記法に関する一考察」『経営志林』第13巻第4号（1977年1月）。
- 久野秀男「銀行簿記」（黒澤清責任編集『会計学辞典』東洋経済新報社 1982年所収）。
- 久野秀男『わが国財務諸表制度生成史の研究』学習院大学 1987年。
- 久野秀男「先駆的株式会社の会計実務の先進性とその退行現象」『学習院大学経済論集』第26巻第1号（1989年6月）。
- 藤田貞一郎「1987年の日本経営史」『経営史学』第24巻第1号（1989年4月）。
- 正木久司『日本的経営財務論』税務経理協会 1985年。
- 松本四郎「元禄・享保期における長谷川家の木綿問屋経営」北島正元（編）『江戸商業と伊勢店』吉川弘文館 1962年。
- 山添昌彦「仏国初期商法上の会計帳簿記録の本質」『商経論叢』第25巻第4号（1990年7月）。
- 柚木学『近世灘酒経済史』ミネルヴァ書房 1965年。
- 【付記】 本稿は、神奈川大学経済貿易研究所公開講演会「日本の経営の「むかし」と「いま」」の第3回（1990年6月30日）の拙講演を再構成したものである。また、神奈川大学の昭和63年度宮陵会学術奨励金ならびに文部省の昭和63年度および平成1年度科学研究費補助金奨励研究(A)による研究の一環でもある。